

社援発 1215 第 51 号
令和 4 年 12 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業（令和 4 年度第二次補正予算分）実施要綱」を定め、令和 4 年 12 月 2 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内市町村（特別区を含む。）、その他関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段の御配慮をお願いする。

別 紙

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業（令和4年度第二次補正予算分） 実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等への支援体制の強化に向けて、都道府県を中心とした取組を包括的に支援し、多様な支援ニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業

(i) 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、対面相談、電話相談、SNSによる相談、人材の育成、普及啓発及び自死遺族や自殺未遂者に対する取組への支援を実施することにより、自殺を未然に防ぐことを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して補助することにより、市町村に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託し、又は補助することにより本事業を実施することができる。

(iii) 事業内容

ア 対面相談

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する。

イ 電話・SNS相談

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNS等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原

困となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する。

ウ 人材養成

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持ち、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

エ 普及啓発

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。

オ 自死遺族・自殺未遂者支援

自殺で親族等を亡くした遺族等に対して、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援や自死遺児への支援を実施する。また、自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であることを踏まえ、このような方々が再度自殺を企図することを防止するために、地域において自殺未遂者への支援を実施する。

(iv) 実施上の留意点

都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業は、新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業の交付対象とならない。

(2) 保護施設等における感染拡大防止等対策支援事業

(i) 目的

本事業は、保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保護施設等において感染者が発生した場合に、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助することを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市町村等」という。）に対して補助することにより、市町村等に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村等（以下「都道府県等」という。）は、事業を適切、

公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託し、又は補助することにより本事業を実施することができる。

(iii) 事業内容

ア 衛生用品等の緊急調達事業

保護施設等において感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

イ 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

ウ 保護施設等における感染症対策支援等事業

保護施設等で感染者が発生した場合において、通常の支援の提供では想定されないかかり増し費用を補助する。

(ア) 保護施設等間の応援職員の派遣に係る旅費

(イ) 医療機関等との情報共有のための通信運搬費

(ウ) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当及び休日出勤手当、非常勤職員の雇上費

(エ) 入所者及び施設職員が保健所の指示により行政検査を受けられない場合において民間機関が実施するPCR検査及び抗原検査に要する費用

(オ) 授産施設における新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減収対応

(3) 保護決定等体制強化事業

(i) 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の申請・決定件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく実施されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図ることを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村等に対して補助することにより、市町村等に本事業を実施させることができる。

また、都道府県等は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこ

ととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することにより本事業を実施することができる。

(iii) 事業内容

新型コロナウイルス感染拡大等による生活保護の相談や申請の増加に対応するため、生活保護の専門的知識を有する面接相談や保護の決定に関する事務処理の補助、その後の就労支援等による自立支援などの事務に従事する非常勤職員の雇い上げに必要な経費を補助する。

(iv) 実施上の留意点

ア 面接相談業務に従事する非常勤職員については、生活保護などに関して「専門的知識を有する者」でなければならない。

また、補助対象は、面接相談業務に従事した日数・時間のみを対象とし、面接相談業務の外部への委託については補助対象としない。

イ 警察との連携体制の構築や暴力団情報等に関する情報交換、暴力団員による不正受給などの悪質な事案に対する対応等のために職員を配置する取組については、補助対象としない。

(4) 生活困窮者自立支援の機能強化事業

(i) 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援等を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村等に対して補助することにより、市町村等に本事業を実施させることができる。

また、都道府県等は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託し、又は補助することにより本事業を実施することができる。

なお、都道府県は、(iii)の「ケ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施」の一部に限り、福祉事務所を設置しない町村に対しても補助することができる。

(iii) 事業内容

ア 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化

特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等への生活再建に向

けた支援を行うため、自立相談支援事業や家計改善支援事業等の相談支援員等とは別途、相談支援員等を加配するほか、訪問支援から関係機関への連絡調整や同行支援、定期的な見守り支援等までを行うアウトリーチ型の支援員を配置する等、個々の状況に応じたフォローアップ支援等を行うための体制強化を図る。

なお、これらの支援員等については、自立相談支援機関のほか、自立相談支援機関と連携して業務を行う場合には、市区町村社会福祉協議会等の自立相談支援機関以外への配置も可能である。

イ 関係機関と連携した債務整理支援の強化

多重債務を抱えている者等について安定的な生活への再建を図るため、関係機関との連携や無料法律相談会の開催、弁護士等への委託による法律相談等の支援を行う。

ウ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化

自立相談支援機関が、独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等と連携するために必要な以下の経費を補助することにより、多様な支援ニーズに対応するための体制強化を図る。

(ア) 自立相談支援機関が連携するNPO法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費

(イ) フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費

(ウ) NPO法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費

(エ) その他自立相談支援機関がNPO法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費（ただし、NPO法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。）

エ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

住居確保給付金の申請処理をはじめとした事務を行うための職員の雇用など、事務処理体制を強化することにより、相談支援員等の事務負担の軽減や支給事務の迅速化を図る。

オ 多言語対応のための機器購入や、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施

外国籍の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機器の購入や通訳の配置、各種案内・資料の外国語翻訳等を行う。

カ 各種事業における関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備

ICTを活用した支援の実施等に必要な以下の経費を補助することにより、自立相談支援事業をはじめとした各種事業における事業間や関係機関との連携強

化、オンライン相談の推進、アウトリーチ支援を行う際の支援記録の作成の負担軽減等を図る。

(ア) ICTを活用した事業間や関係機関との連携、オンライン相談、支援記録の作成を行うために必要な経費（タブレット端末等の購入、アプリライセンス使用料、Wi-Fi環境整備等）

(イ) 就労準備支援事業等（就労準備支援事業、被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援等事業をいう。）において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援や機器整備、Eラーニング教材の作成や研修等を行うために必要な以下の経費

- ・ オンライン等で実施する就労支援メニューの開発支援や貸出用タブレット・モバイルWi-Fi等の通信機器の購入
- ・ 職場や行政サービス等、日常生活におけるオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな方が取り残されることがないように、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援に要する経費

キ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等

子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、事業実施者におけるインターネット回線の設置や通信機器の整備、Eラーニング教材の作成等による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等を行う。

ク 官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、以下（ア）に掲げるプラットフォームを設置し、（イ）に掲げる地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等に対し活動経費を補助することにより、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。

(ア) 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置

それぞれの地域で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への対応や特例貸付の借受人等に対する生活再建に向けた支援のために、どのような支援体制を構築する必要があるのかについて、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他NPO等の民間団体と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、その結果を踏まえ、地域の生活困窮者支援に関する連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するためのプラット

フォームを設置する。

(実施上の留意点)

- 本プラットフォームの設置主体は福祉事務所設置自治体を基本とするが、広域的に実施する観点から都道府県が設置することも差し支えない。
- 本プラットフォームは、当該地域における官民連携による困窮者支援の仕組みを検討する場を作ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議や支援会議等の既存の会議体等により代替するほか、会議体の設置要綱等を要さない簡易な協議の場としても差し支えない。
- 本プラットフォームには、社会全体の関心・気運の情勢や地域住民の意識を高め、支援の取組そのものが広がりを持ったものとしていくために、行政機関だけでなく、地域の民間団体が参画することが望ましい。ただし、地域の実情によって民間団体の参画が難しい場合には、本プラットフォームにおいて、民間団体との連携による支援ネットワークづくりを検討するなど、民間団体も含めた連携支援の方策を検討すること。
- なお、本プラットフォームに関する会議体の設置に係る経費については、既存予算で対応することとし、本事業の対象経費とはならないことに留意されたい。

(イ) 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大による事業量の増加が認められる場合であって、以下の要件を満たすときは、1団体あたり50万円の範囲内で活動経費を支援する。

(支援対象となる民間団体の要件)

- 地域の自立相談支援機関と連携が図られていること(今後連携する予定の場合を含む)。
- (ア)のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。
- なお、「「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の実施について」の一部改正について」(令和4年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知社援発0610第4号)の別紙3(4)(iii)コ(イ)の事業によって、活動経費の支援を受けた民間団体については、以下のいずれかに該当すると認められる必要があること。
 - ・ 当該支援を受けた時点から支援ニーズの増加傾向が続いており、平年に比べて支援ニーズが増大している。
 - ・ 支援対象エリアを拡大しているなど、事業を拡大している。

(実施上の留意点)

- 支援対象となる民間団体は、食料や日常生活用品等の物資支援を行う団体だけでなく、相談支援をはじめ、就労や住まい、居場所づくりなどの支援に独自に取り組む民間団体も対象となること。

例) 就職活動を行う者への携帯電話の貸出し支援、W i - F i 環境を整備した居場所づくり等

- 自立相談支援事業の委託を受けている民間団体についても支援対象となるが、委託を受けている事業に係る経費（相談員の加配など）は助成対象とならず、委託を受けている事業とは別に、民間団体独自の取組に係る経費が助成対象となることに留意されたい。
- 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響によって生じる、地域の生活困窮者支援の課題への対応として、本プラットフォームにおいて新たな支援を行う必要があると認められる場合において、当該支援に係る活動を新たに行う民間団体も対象となること。

(対象経費)

- 本プラットフォームにおいて必要と認められる支援を実施するために必要な経費（食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、W i - F i 等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等）

ケ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

ア～クのほか、自立相談支援等の機能強化を目的とし、各自治体による、それぞれの課題を踏まえた創意工夫に基づく事業実施が可能である。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資する経費について、当該事業の補助対象として差し支えない。

(5) ひきこもり支援体制構築加速化事業

(i) 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、孤独感・孤立感や生きづらさを感じるひきこもり当事者やその家族が、身近な地域においてきめ細やかな支援が受けられるよう、市町村におけるひきこもり支援の開始又は拡充に必要な環境整備を加速化させることを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は本事業を自ら実施するほか、市町村に対して補助することにより、市町村に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定

非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託し、又は補助することにより本事業を実施することができる。

(iii) 事業内容

市町村において、ひきこもり支援を新たに開始する場合や既存の支援を拡充する場合に必要な次のアからカまでに掲げる事業。

なお、都道府県が実施主体となる場合は、将来的に市町村が実施主体となってひきこもり支援に取り組む体制の構築に資する取組を実施するものとする。

ア ひきこもりの相談ができる環境づくり

ひきこもり状態にある者やその家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うことができるよう、必要な備品を購入するなど、相談支援の実施に向けて環境を整備する。

イ 居場所づくり

ひきこもり状態にある者やその家族が、社会参加に向けて、安心して過ごせる居場所に繋がることができるよう、空き家の修繕や必要な備品の購入など、居場所の設置に向けて環境を整備する。

ウ 住民への相談窓口の周知等の広報

ひきこもりに関して悩みや不安を抱える住民が、適切な支援に繋がることができるよう、管内の相談窓口や関係機関の情報を集約したホームページ・広報紙等の作成や、地域住民に対する効果的な発信などを実施する。

エ 支援対象者の実態やニーズの把握

ひきこもり支援を行う上での支援体制や内容を検討する際の基礎となる、ひきこもり状態に有る者の概数や実態、ニーズを明らかにするための調査・研究を行う。

オ 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築

ひきこもり状態にある者が抱える様々な事情や背景に応じた柔軟な支援が可能となるよう、当事者会や家族会、経済団体などの新たな社会資源の開拓や、支援関係機関との連携強化を実施する。

カ 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会の開催

地域住民がひきこもりの理解を深めることができるよう、ひきこもり経験者や家族、支援者などを招いたシンポジウム、講演会、勉強会等を開催する。

(iv) 実施上の留意事項

本事業は、市町村におけるひきこもり支援の開始又は拡充に必要な環境を整備するための取組を実施するものであることから、本事業実施後において、市町村は、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）に定める「ひきこもり支援推進事業実施要領」に掲げる「ひ

きこもり地域支援センター設置運営事業」等の実施に努めること。

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。